

**令和８年度 第１回文京区こども・子育て会議及び
文京区地域福祉推進協議会こども・若者部会 要点記録**

日時 令和８年７月８日（水）午後６時３０分から午後８時２６分まで
場所 ５階会議室Ｃ（文京シビックセンター）

<会議次第>

- １ 開会
- ２ こども未来部長挨拶
- ３ 会長・副会長選出
- ４ 会長・副会長挨拶
- ５ 委員・幹事紹介 【資料第１号】
- ６ 議題
 - （１）こども・子育て会議及びこども・若者部会について 【資料第２号】
 - （２）子育て支援計画（令和７年度～１１年度）の進捗状況について 【資料第３号】
- ７ 報告
 - （１）文京区こどもの権利に関する条例の施行及び文京区こどもの権利擁護委員の配置について 【資料第４号】
 - （２）こどもみらいサポート拠点（標準型）について 【資料第５号】
 - （３）（仮称）文京区キッズページの作成について 【資料第６号】
 - （４）若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」について 【資料第７号】
 - （５）令和８年度保育園等入園状況の報告について 【資料第８号】
 - （６）令和８年度育成室入室状況の報告について 【資料第９号】
- ８ その他
- ９ 閉会

**<こども・子育て会議委員及び地域福祉推進協議会こども・若者部会員>
（名簿順）**

出席者

遠藤 利彦 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、秋山 誉寛 委員、
本多 唯 委員、後藤 香織 委員、青木 有子 委員、小木 郁夫 委員、
森 浩子 委員、市野瀬 祥子 委員、堀口 法子 委員、佐々木 妙子 委員、
佐々木 万紀子 委員、瀬戸 僚馬 委員、川畑 綾子 委員、田中 理津子 委員、
船崎 まみ 委員、島崎 綾 委員、矢澤 直輝 委員、
市川 健一郎 部会員、青野 雄一 部会員

欠席者

早川 真 委員、瀧田 巖陽 委員、那須 晴吾 部会員

<事務局>

出席者

多田こども未来部長、永尾障害福祉課長、坂田生活福祉課長、
鈴木こども若者政策課長、日比谷こども若者支援課長、野苅家幼児保育課長、
内山こども施設担当課長、石樵こども家庭支援センター所長、
佐藤（武）児童相談所副所長、佐藤（祐）保健サービスセンター所長、
宮原学校運営課長、山岸教育指導課長、大塚児童課長、木内教育センター所長

欠席者

進福祉政策課長

<傍聴者>

1 名

こども若者政策課長：皆様、こんばんは。定刻になりましたので、まだ1名、お見えになっていないのですが、ただいまから令和8年度第1回の文京区こども・子育て会議及び地域福祉推進協議会こども・若者部会を開催いたします。

私、文京区こども未来部、こども若者政策課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

令和8年度より新しい任期ということで、委嘱状のほうも5月にお送りをさせていただきましたが、本日は新しい委員の皆様をお迎えしての初めての開催となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、こども未来部長の多田よりご挨拶申し上げます。

こども未来部長：皆さん、こんばんは。こども未来部長の多田でございます。

本日は、ご多忙の折、第1回文京区こども・子育て会議及び地域福祉推進協議会こども・若者部会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、今年度は、文京区のこども・若者施策におきまして極めて重要な転換期を迎える年となります。

まず、本年4月1日に文京区こどもの権利に関する条例が施行されました。本条例の施行により、こどもの健やかな成長を支えていくため、こどもも大人もこどもの権利について正しく知り、区全体でこどもの権利を守っていく町の実現を目指し様々な取組を進めてまいります。

また、当条例の策定に伴い、本区ではこどもの権利擁護委員を新たに設置いたします。これらにより、こどもの権利侵害からの救済を図るとともに、こどもの権利擁護に関する理解促進及び普及啓発を一層推進し、こどもの最

善の利益を確保してまいります。

次に、昨年の末には文京区として初の試みであります若者計画を策定いたしました。若者を取り巻く社会環境が急速に変化する中、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、本計画を着実に推進してまいります。

また、本計画の作成に当たり実施をいたしましたニーズ調査等の結果を踏まえ、本区では若者が自由に過ごすことができる居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」を開設いたします。

また、このような状況を踏まえ、本区では若者への支援を一層強化するために今年度、組織改正を実施し、子ども家庭部をこども未来部へ、子育て支援課をこども若者政策課及びこども若者支援課へ名称変更し、事務分掌を再編いたしました。これにより、多種多様な成長段階にあるこどもから若者まで、一人一人に寄り添い切れ目のない支援体制を提供してまいります。

本区といたしましては、今後もこども・若者支援施策の在り方について、皆様の忌憚のないご意見をいただきながら議論を進めていきたいと考えております。2年間にわたり皆様のご理解とご協力、そしてお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：次に、次第の3、本会の会長、副会長の選出に移ります。

会長、副会長の選出方法は、文京区こども・子育て条例により学識経験者の中から委員の皆様が選出することになっております。会長と副会長につきまして、ご推薦いただきたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

堀口委員、お願いいたします。

堀口委員：前回に引き続き、こども・子育て会議の委員になりました堀口でございます。よろしくお願いいたします。

前回の会議でも役職を務めていただきました遠藤先生に会長を、高橋先生に副会長をお願いできればと思っております。

以上でございます。

こども若者政策課長：ただいま堀口委員から推薦をいただきました遠藤先生を会長に、高橋先生を副会長に選出することにつきまして、皆様、ご承認いただければ拍手をお願いいたします。

(拍手)

こども若者政策課長：ありがとうございます。それでは、遠藤委員に会長を、高橋委員に副会長をお願いいたします。

それでは、会長、副会長より、ご挨拶をお願いいたします。

まず初めに、遠藤会長、よろしくお願いいたします。

遠藤会長：皆さん、こんにちは。遠藤と申します。ご指名でございますので、今回、前年度に引き続きまして、こちらのほうの会長を務めさせていただきたいと思っております。

私自身は、大学のほうで発達心理学の研究、教育などをさせていただいているものでございます。

とりわけ、どういう家族あるいは親子関係の下で、あるいはどういう保育、幼児教育の下で、こどもがどんな心の発達を見せるか、そういうことに関して、これまで細々とではあるのですが、いろんな研究をしてきた人間でございます。

大変非力ではございますが、文京区のほうでは、こどもに関して、あるいは若者に関して、これまでも非常に積極的な取組をしてきておりますので、そこに少しでも尽力できればというふうに考えているものでございます。

非常に経験が浅く、浅学の者でございまして、皆様から多大なご協力をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

こども若者政策課長：遠藤会長、ありがとうございました。

続きまして、オンラインで参加されています高橋副会長、よろしくお願いいたします。

高橋副会長：分かりました。オンラインで失礼いたします。違和感がおありかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

会長をできる限りサポートして、折に触れて皆さんの議論の合間で私の力で役に立つことがあれば発言していきたいなというふうに思っています。

私自身、もともとの専門はいわゆる教育学をやっていたんですけれども、気がついたら保育者養成の仕事を始めていて、現在、専らの興味関心は、保育者養成の仕組みを日本はこれからどうしていったらいいんだろうというところ、そこが中心になっています。

ですので、特に幼稚園だ、保育所だ、こども園だというところにあまりこだわらずに、とにかく、こどもを真ん中に置いて、どういう体制を我々大人たちがつくっていったらいいのかということを考えていくというのが私の興味の中心ですので、いつも皆さんのやり取りを聞いていて、私自身も大変勉強になります。

本当に活発な議論がいつも行われていますので、今年度も引き続き皆さんの議論が盛り上がることを期待しています。どうぞよろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：高橋副会長、ありがとうございました。

続きまして、次第の5番、委員・幹事の紹介でございます。

本日は事務局より、資料第1号の名簿の順にご出席いただいている委員皆様のお名前を読み上げさせていただきます。初めに会場にお越しの委員を、それから続けてオンラインでご出席の委員をご紹介します。また、本日も欠席の委員、この後、ご出席予定の委員につきましては、最後にご紹介をさせていただきます。

資料第1号をご覧ください。

初めに、会長にご就任いただきました東京大学大学院教育学研究科教授、遠藤利彦様でございます。

遠藤会長：改めて、よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、区民委員、秋山誉寛様でございます。

秋山委員：秋山です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、区民委員、本多唯様でございます。

本多委員：本多でございます。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、区民委員、後藤香織様でございます。

後藤委員：後藤です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、区民委員、青木有子様でございます。

青木委員：青木です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、区民委員、小木郁夫様でございます。

小木委員：小木です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、文京区青少年健全育成会、森浩子様でございます。

森委員：森です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：発言が終わりましたら、ランプのほうを消していただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

続きまして、文京区民生委員・児童委員協議会、市野瀬祥子様でございます。

市野瀬委員：主任児童委員の市野瀬と申します。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、文京区女性団体連絡会、堀口法子様でございます。

堀口委員：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、文京区私立保育園、佐々木妙子様でございます。

佐々木（妙）委員：佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、文京区認可保育園父母の会連絡会、佐々木万紀子様でございます。

佐々木（万）委員：佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、文京区立幼稚園PTA連合会、川畑綾子様でございます。

川畑委員：川畑です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、文京区立小学校PTA連合会、田中理津子様でございます。

田中委員：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、文京区特別支援学級連絡協議会、船崎まみ様でございます。

船崎委員：船崎です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、東京商工会議所文京支部、島崎綾様でございます。

島崎委員：繭の糸キッズの島崎と申します。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、連合東京都連合会西北地協文京地区協議会、矢澤直輝様でございます。

矢澤委員：矢澤です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、文京区社会福祉協議会、市川健一郎様でございます。

市川部会員：市川です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、東京青年会議所文京区委員会、青野雄一様でございます。

青野部会員：青野です。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、本日オンラインでご出席の委員をご紹介します。

副会長にご就任いただきました白百合女子大学教授、高橋貴志様でございます。

高橋委員：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：続きまして、青山学院大学准教授、高櫻綾子様でございます。まだ、お見えになっていないようです。

続きまして、文京区学童保育連絡協議会、瀬戸僚馬様でございます。

瀬戸委員：どうも、瀬戸でございます。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：最後に、本日ご欠席の委員として、文京区私立幼稚園連合会、早川真様、文京区立中学校PTA連合会、瀧田巖陽様、文京区青少年委員会、那須晴吾様でございます。

続きまして、区の職員のご紹介をいたします。同じく資料第1号の裏面をご覧ください。

名前を呼ばれた幹事は、その場で起立をお願いいたします。

こども未来部長、多田栄一郎です。

こども未来部長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：福祉部障害福祉課長、永尾真一です。

障害福祉課長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：福祉部生活福祉課長、坂田賢司です。

生活福祉課長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：こども未来部こども若者支援課長、日比谷光輝です。

こども若者支援課長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：こども未来部幼児保育課長、野苅家貴之です。

幼児保育課長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：こども未来部こども施設担当課長、内山真宏です。

こども施設担当課長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：こども未来部こども家庭支援センター所長、石樵さゆりです。

こども家庭支援センター所長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：こども未来部児童相談所副所長、佐藤武大です。

児童相談所副所長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：保健衛生部保健サービスセンター所長、佐藤祐司です。

保健サービスセンター所長：よろしくお願いします。

こども若者政策課長：教育推進部学校運営課長、宮原直務です。

学校運営課長：よろしくお願いいたしますします。

こども若者政策課長：教育推進部教育指導課長、山岸健です。

教育指導課長：よろしくお願いいたしますします。

こども若者政策課長：教育推進部児童課長、大塚仁雄です。

児童課長：よろしくお願いします。

こども若者政策課長：教育推進部教育センター所長、木内恵美です。

教育センター所長：よろしくお願いいたしますします。

こども若者政策課長：本日欠席の幹事として、福祉部福祉政策課長の進憲司になります。

最後に、私、こども未来部こども若者政策課長、鈴木大助と申します。どうぞよろしくお願いいたしますします。

会長に進行をお渡しする前に、会議の進行に必要な内容を確認いたします。

初めに、会議資料を確認させていただきます。

事前に配付をさせていただきましたのが、次第と資料第1号から第9号と参考資料1はございますでしょうか。

それから、席上配付、お持ち帰り可能なものが、座席表と「子育てガイド2026」、A5版の冊子、こちらと「Bunkyo Night Youth Lounge」、後ほど中身をご説明しますが、A4、1枚のチラシです。この3点は、お持ち帰りがいただけるものとなります。

閲覧用といたしまして、子育て支援計画の令和7年度～11年度、それから文京区子ども・子育て支援に関する実態調査報告書、それから若者計画（令和8年から令和11年度）、それから若者の生活と意識に関する調査報告書の4点となります。こちらは閲覧用となります。

ない場合は挙手等をお願いいたします。ないですか。失礼しました。

青木委員：すみません。失礼しました。

こども若者政策課長：ほか、皆様、事前配付したもの、席上配付がそろっていないもの、大丈夫でしょうか。全員、おそろいでしょうか。

それでは、次に会議運営方法についてお諮りをいたします。

参考資料の1、紙の右上に参考資料1とあるものをご覧ください。文京区こども・子育て会議の運用等について（案）となっているものでございます。この資料は、本会議の運用方法をまとめたものになります。

1番にあるとおり、原則として会議を公開とし、区民の皆様は傍聴を認め、会議記録も公表いたします。

参考資料の1は、ありますか。ごめんなさい。一番後ろですね。失礼しました。一番後ろにありますか。

そちらのペーパーの1番に記載のあるとおり、原則として会議を公開とし、区民の皆様の傍聴を認め、会議記録も公表いたします。

2は会議の事前周知を定めております。

3の（１）から（３）につきましては、傍聴のルールを記載しています。

おめくりをいただきまして、４番、資料と会議記録の取扱いを、５と６では代理出席と欠員に関する事項を記載しております。

なお、こども・子育て会議と同時に開催する文京区地域福祉推進協議会こども・若者部会についても、同様の取扱いといたします。

参考資料１の説明は以上でございますが、今期の会議運用は資料に記載のとおり進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

ご異論がなければ、参考資料１のタイトルに記載してあります（案）を消していただきますようお願いいたします。

最後に、会議の運用をもう一つご説明いたします。

まず、会場にお越しの委員の皆様をお願いがございます。

会議中にご発言をする際は、お手元のマイクをご利用ください。ご発言の際にお手元のボタンを押してランプが点灯したことを確認いただき、また、ご発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してマイクの電源をお切りくださいますようお願いいたします。

マイクの首の部分が動くようになっていきますので、自分の口元に当てていただければ幸いです。

ご発言をする際は、初めに所属団体名とお名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。

Zoomの方は、ご発言する際はリアクションボタンか、手を挙げていただいで合図をいただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事の進行は遠藤会長をお願いいたします。

遠藤会長：ただいま高櫻先生がZoomのほうにお入りになったようですので、委員の紹介、お願いいたします。

高櫻委員：青山学院大学の高櫻です。本日は会議が午後から五つほど続いておりまして、今まで続いておりましたので遅れてしまい申し訳ありません。今期もどうぞよろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：すみません。事務局のほうでご紹介が遅れまして、大変申し訳ございません。青山学院大学准教授の高櫻綾子様です。よろしくお願いいたします。

遠藤会長：それでは、今回が第１回の開催となりますので、この会議の基本的な事項につきまして、これから確認してまいりたいと思います。

議題（１）のこども・子育て会議及びこども・若者部会について、鈴木こども若者政策課長よりご説明をお願いいたします。

こども若者政策課長：それでは、資料第２号、こども・子育て会議及びこども・若者部会について、ご説明をいたします。

資料第２号をご覧ください。

文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の一つであります子育て支援計画を策定しております。この子育て支援計画は、グレーの網がかかってい

ますが、四つの計画の性格を併せ持つものとなっております。

一つ目が次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画で、これは急速な少子化の進行等を踏まえ、子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取組をまとめた計画になります。

二つ目が子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業といった法で定める特定の事業について、5年間の計画期間におけるニーズ量や事業規模等をまとめた計画となっております。

三つ目が子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画で、こどもの現在や将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、こどもの貧困の解消に向けた取組を総合的に推進するための計画となっております。

四つ目が昨年策定いたしました子ども・若者育成支援推進法に基づく若者計画で、おおむね19歳から39歳の全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、4年間の計画期間における若者支援施策の方向性をまとめた計画となっております。

文京区では、子ども・子育て支援事業計画の策定等に当たっては、計画の下にございますこども・子育て会議を設置いたしまして、また、子ども・子育て支援事業計画を含む子育て支援計画の策定等に当たっては、地域福祉推進協議会の下にありますこども・若者部会を設置し、進めてまいります。

続けて、そのページの裏面をご覧ください。

裏面のペーパー、1点だけ修正させていただきたいと思います。真ん中の辺りに進行管理という欄がありまして、矢印で計画事業の令和8年度実績とありますが、大変申し訳ございません、令和7年度の誤りでございますので、「7」と修正をお願いいたします。

まず、この会議の年間のスケジュールをこの表でお示しをしております。

表が全部で5段になっておりますが、一番上の段が親会の地域福祉推進協議会、2段目がこちらの会議、こども・子育て会議及びこども・若者部会で、来年3月までに3回開催をする予定でございます。

本年度の主な検討項目としては、この表で申し上げますと3段目と4段目に記載がございます。席上にあります薄いオレンジ色の冊子「子育て支援計画」の進行管理として、計画事業の7年度の実績、それから、それに内包される子ども・子育て支援事業計画における人口推計、それに伴うニーズ量の再算定、教育・保育施設の状況等をこの会議で随時報告してまいります。

そのほか、一番下、その他の欄に記載をしておりますこども未来部の各種事業として、先月6月にスタートしたこどもみらいサポート拠点（標準型）の開設、これは後ほど、またご説明いたします。

来月8月に若者の居場所「Bunkyo Night Youth Lounge」の開設、これも後ほどご説明いたします。

9月には子育てフェスティバルの開催、10月にこどもの権利擁護委員の設

置、これも後ほどご説明いたします。

翌年1月には、こどもみらいサポート拠点（多機能型）の開設、3月にキッズページの開設、これも後ほどご説明いたしますが、こういったものを予定しております。

今年度、計3回のこの会議において、今後の区のこども・若者施策の充実につながるものとなるよう、委員の皆様、忌憚のないご意見等を頂戴してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

遠藤会長：ありがとうございます。

ただいま鈴木課長より、こども・子育て会議及びこども・若者部会の基本的な事項について、ご説明いただきました。

このことにつきまして、ご質問あるいはご不明な点等ございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインでご出席の委員の皆様の順番でご発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。何かあればと思いますが、特にご不明な点はございませんでしょうか。

基本的な事項等の確認ということでございますので、それでは次のほうに移ってまいりたいと思います。

二つ目の議題の子育て支援計画（令和7年度～11年度）の進捗状況についてに移ってまいりたいと思います。

それでは、資料第3号に基づきまして、子育て支援計画のこちらのほうについて、鈴木課長よりご説明をお願いいたします。

こども若者政策課長：それでは、資料第3号、令和7年度から11年度の子育て支援計画の進捗状況でございます。

子育て支援計画に掲載している主要項目、それから計画事業の令和7年度、昨年度の実施状況について、主な取組をご説明いたします。

まず、1ページ目をご覧ください。

1番、親子の健やかな成長の支援の一つ目の丸の（1）情報誌、今日お配りしております「子育てガイド」の作成ですが、子育てに関する情報をまとめた冊子を毎年度作成しております。

ご参考までに皆様にもお配りをしたところでございますが、妊娠中の方から小学校入学前までのお子様がいる保護者に対して、最新情報をこの冊子に基づき提供させていただいております。

今年度のものは、多言語のデータの更新のほか、利用いただく方の使い勝手が向上するよう、電子書籍に紙の本のようにページをめくれる機能を追加しております。

続いて、その下、2番、多様な子育て支援のサービスの提供の一つ目の丸の（1）私立認可保育所等の質の向上ですが、法に基づく指導検査や園長0Bによる運営指導等を実施いたしました。今年度も、これらの取組を継続するとともに、保育所等での虐待の未然防止に取り組んでまいります。

2ページ目をご覧ください。

一番上の（３）未就園児の定期的な預かり事業ですが、保護者の就労の有無にかかわらず、区内在住者で保育園等を利用していない児童を定期的にお預かりする事業を実施いたしました。

今年度からは、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が創設され、法に基づく新たな給付として実施されるため、７年度の実施結果を踏まえ、受入枠の拡充等について検討してまいります。

その下、３番、子どもの生きる力・豊かな心の育成の一つ目の丸の、子どもの学び・経験の機会充実、（１）学校施設等の計画的な改築・改修等ですが、学校施設の改築では、明化小が竣工、柳町小では建築工事を進めたほか、小日向台町小は基本設計が完了、それから千駄木小は地域懇談会を実施いたしました。

また、大塚四丁目区有地に仮校舎を建設し、複数校の学校改築に活用する方針を決定いたしました。

同じページの二つ目の丸の（１）中高生の居場所の確保では、湯島にあるb-labにおいて、昨年１年間で延べ３万5,423人の利用がございました。

引き続き、中高生にとって魅力的な居場所となるよう運営を工夫するとともに、活動の場を拡充するため、旧大塚地域活動センター跡地に区内２か所目となる青少年プラザを建設してまいります。

３ページ目をご覧ください。

４番、全ての子育て家庭を支える体制の充実の一つ目の丸の（１）子ども家庭支援センター事業では、相談支援事業の充実に努めるとともに、子育て支援講座等の事業を実施したほか、こども家庭センター機能の整備により、児童福祉部門と母子保健部門との連携による切れ目のない相談支援を行いました。

同じページの一番下の丸の（１）子ども宅食プロジェクト事業では、宅食を希望する全ての世帯、約750世帯に食品等の配送を年７回実施いたしました。

また、コンサート等のイベントへの招待など、体験機会の充実を図るほか、LINEを活用した相談業務等により必要な支援につなげてまいりました。引き続き、地域や社会からの孤立を防ぐ取組を進めてまいります。

４ページ目をご覧ください。

５番の子育てしやすいまちづくりの推進の（１）地域団体による地域子育て支援拠点事業では、既存の４施設において、地域で安心して子育てができる支援に取り組みました。

引き続き、子育て世帯が安心して子育てができ、地域社会とのつながりを育めるような交流拠点としての機能強化を図ってまいります。

次ページ以降は、子育て支援計画に掲載をする主要事業20事業の目標ですとか、成果、今年度の取組等を記載しております。ページも長いので、説明は割愛いたします。

説明は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

ただいま、鈴木課長より子育て支援計画の進捗状況についてご説明いただきました。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問やご不明な点ございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。

よろしくお願いいたします。

秋山委員：公募区民委員の秋山でございます。

私、先期も参加させていただきまして、またこういった場に参加できることをうれしく思っております。

私自身も子どもが小さいので、どうしてもそういったところで、大きい2番のところの(1)と(2)で、それぞれ1点ずつ計2点質問させていただきます。日本語の揚げ足取りになってしまいましたら申し訳ございません。

一番目は、私立認可保育園等の質の向上と書いてありますが、質の向上を図るためということは、逆に何か質が悪かったりですとか、何か問題点とか、そういうのがあって、こういう取組をされているのか、そういった背景を教えていただければと思ひまして、質問させていただきました。

(2)番は、区立幼稚園の認定こども園化というふうに書いてありまして、ここに今度工事ですとかいろいろ計画されている、例えば台町幼稚園とか、そういった今後移転されて新しく竣工して建て直すところは、全て認定こども園化になるのか、その辺りをお聞きできれば思ひまして、質問させていただきました。

以上です。

遠藤会長：よろしくお願いいたします。

こども施設担当課長：こども施設担当課長の内山と申します。よろしくお願いいたします。

今、ご質問いただきました1点目の私立認可保育所等の質の向上について、説明させていただければと思ひます。

こちらにつきましては、私立認可保育所の質が極端に悪いというわけではなくて、私立認可保育所が数としまして約100園あると、そういった中におきまして、区立保育園の園長経験者等の巡回指導で、私立保育園もそれぞれ園長先生等も悩んでいらっしゃいますので、そういったところの巡回指導の中ではアドバイスの実施であったりとか、また横のつながりということで、私立認可保育所等の横の連携を創出するということであったりとか、そういった様々な観点から、我々は巡回指導のほうで、ときには指導、ときには巡回という形で対応させていただきまして、認可保育所全体の質の向上を図っていくと、そういった観点で、こちらのほうを事業として計画しているものでございます。

秋山委員：ありがとうございます。

学校運営課長：2点目につきまして、学校運営課長、宮原と申します。

こども園化の今後の計画ですけれども、教育委員会としましては、幼稚園

の建物を改築する、建て直す、このタイミングで改築検討委員会を立ち上げて地域にも諮りまして、社会的な情勢も加味してこども園化が適しているかどうか都度判断して、進めていくということで考えているところでございます。

秋山委員：分かりました。いろいろその計画の中で幼稚園のままになるのか、こども園化していくかということで理解いたしました。ありがとうございます。

最後に、子育てガイド、今年は結構充実しているなというのを改めて思いましたので、感想ですけれども、以上になります。ありがとうございます。

遠藤会長：どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。

よろしくお願いいたします。

島崎委員：島崎と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、未就園児の定期的な預かり事業について質問させていただきたいのですが、こちらに関しては、令和8年度から新制度として、乳児等、誰通、こども誰でも通園制度というふうになりましたが、こちらの枠を確保267名分の定員の枠を確保したと記載があるのですが。

保育園側の状況としまして、そちらの枠を認可申請して枠を確保したとしても、補助金の関係で、どうしてもお子様の誰通での入園が予定されてなければプラス2名の、例えばですけれども、小規模認可でプラス2名の保育士の採用が同時に進行しなければいけない状況が発生しているように感じます。

こちらに関しては、分かりづらいかなと思いますが、いかがでしょうか。

こども施設担当課長：こども施設担当課長の内山と申します。

乳児等通園支援事業についてのご質問ありがとうございます。

こちらにつきましては、令和8年度から国の給付事業ということで全国一律の給付制度の中で実施しているものでございます。

本区につきましては、こちらに書かせていただいておりますのは、令和7年度の実績となっておりまして、いわゆる給付制度になる前の状況ということでお伝えさせていただいているところでございます。

こちらの部分につきましては、本区の場合は、今、認可保育園でのお預かりということでご発言があったかと思いますが、いわゆるこちらは余裕活用型ということで、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行うという方式で、今年度から実施しているものでございます。

やはり、誰でも通園制度ということで、その保育の質というところも必要でございまして、その設置に当たっての基準等もございまして、そちらのほうにつきましては、保育士さんの配置ということをお願いしているところでございます。

こちらにつきましては、まだ始まったばかりの制度というところもございまして、今後、こういった改善ができるかというところは課題かとは思っておりますし、国の基準に基づいているところでございますので、変更で

きるかどうかというところもありますけれども、こちらにつきましては、今年度、実施をしまして、様々な今、事業者さんも含めてお声も頂戴しているところがございますので、より良い事業になるように実施していきたいというふうに考えてございます。

島崎委員：ありがとうございます。

実際にご利用されたい方がいらっしゃって、お問合せもいただいているのですが、そのタイミングで保育士の対応などをしなければいけない状況にあります。事前に採用させていただいておいて、お待ちするような形ができるようになるのが理想かなと思っております。

タイミングが合わなければ利用できない誰でも通園制度では、利用する方も困ってしまうかなと思いますので、その辺り、もし今後、ご意見させていただけることがありましたら、ぜひその機会をいただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

遠藤会長：貴重なご意見、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしく願いいたします。

小木委員：区民委員の小木です。

非常に多くの施策が進捗率も含めて記載されていて、充実した体制を感じますが、この中なのか、もしくはここに載っていない施策なのか、事業なのかで、黄色信号だったり、あるいはやっぱりほかに優先順位やリソースを振り向けたほうがよいなという事業などはあったりするもののでしょうか。それはそれで立派な判断だと思ってお伺いとなります。

こども若者政策課長：こども若者政策課長の鈴木でございます。ご質問ありがとうございます。

ここは、この子育て支援計画の令和7年度から11年度を皆様にお配りをしていますが、その計画から抜粋させていただいたものでございます。

基本的には、この計画、毎年度、区民の皆様、この協議会の中で見直し、ご意見等もいただいているところがございます。7年度から11年度につきましても、この計画事業を中心にご意見等もいただきながら、一部中身については見直しを行っておりますが、この中で取りあえず、今、小木委員からお話があった黄色信号とか、そういった事業は特にございません。

全体的には、企画政策部門等と協議をしながら、当然不要な事業についてはスクラップ等も実施をしていかなければなりませんので、またこの会議でも皆様の意見をいただきながら、必要な対応は進めていきたいと考えております。

遠藤会長：よろしいでしょうか。

小木委員：ありがとうございます。

遠藤会長：ほかに、まず、こちらから。

佐々木（万）委員：区立認可保育園父母の会連絡会の佐々木と申します。

青少年の健全育成と自主的な活動の支援ということで、中高生の居場所の

確保、b-Labということで、3万5,000人の利用者があったということでご報告をいただいております。

今後こういったような計画としては、いろいろな若者向けとか、そういった施設がオープンしていくと思うのですが、ひとまずこういった3万5,000人の利用者の中に、様々な人たちが行ける場所とうたっている以上、障害を持つ方とか障害と認定されていなかったとしても境界知能ですとか。

そういったところは割合が測りづらいかもしれませんが、分かる範囲でどのようないろいろな方がいらっしゃっているのかというのは、そういった調査というのはされていらっしゃれば、こういった配分でいらっしゃっているのかな、伺いたいと思います。

遠藤会長：よろしくお願いします。

こども若者支援課長：こども若者支援課長の日比谷と申します。ご質問ありがとうございます。

b-labの利用者ということで、3万5,000人ということで資料としてお示しておりますが、中高生どなたでも来館できるというところで、本当に誰でも登録さえしていただければ利用いただけるという運営をしているところでございます。

そうした中で、そういった特別な配慮が必要であるとかということで障害をお持ちの方という方も、当然利用いただけるという施設になっております。

具体的に、そういった方がどの程度の割合でいらっしゃるところは、統計上はございませんが、そういった方も来館できるように施設の中でも、案内表示であったりとか、そういった細かいところを、イヤーマフを用意したりとか、いろいろそういったところで対応しているところでございます。

今後もそういったところで、今後も第二b-lab青少年プラザの建設も予定しておりますが、当然そういったところは同じスタンスで同じ運営方法で今後も中高生の居場所というところは、拡大してまいりたいというふうに考えているところでございます。

佐々木（万）委員：ありがとうございます。

恐らく障害をお持ちの方ですとか、なかなかほかの施設に足を一步踏み入れる方は、事前に自分が行ける場所なのかどうかをお調べされてから行くと思うので、恐らくこちら側からこういった配慮がありますよということを知りやすく見せたほうが、一步を踏み出して社会参加できるかと思います。

ですので、いろいろな障害をお持ちの方がいらっしゃると思うのですが、できるところから、イヤーマフありますですとか、バリアフリーですとか、こういったサポートの方がいますよとか、そういったことを発信していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは。

船崎委員：文京区特別支援教育協議会代表として質問させていただきます。

事前に質問をさせていただいているところですので、今回、回答できる範

囲というところでお答えいただければということと、意見を載せていただきたいのですが。

まず1点目が、子育てガイドというところなのですが、私自身も、自分の子育てを通じて感じたところというのが、やはり生まれてから未就学年齢というところが、最も自分のこどもの障害とか発達特性を受け入れたりとか、先の方向性がすごく見えなくて最も不安が大きかったり、あと保育園なんかでもそういった課題を抱えている子はあまりいらっしゃらない中で、情報も自分で手探りで全て調べていかなければいけない。

精神的にもそういった受止めも必要というところで、一番負担が大きかったかなと思います。

子育てひろばとかも、一般の子育ての中ではすごく楽しめる場所なのですが、やはり障害を抱えている親の立場からすると、なかなかこどもがそこに入れない、なじめないというところで、逆に孤立とか、つらさを感じる場面でもあったりするんですね。

ですので、今、子育てガイドのほうは、割と発達に支援が必要な子というのは相談支援の一覧みたいな形のページになっているんですけども、こういう形になりますと、あくまでも障害とか発達特性がある子というのは、相談支援とか福祉的な対象というイメージを当事者としては持っています。

それで、私たちとしては、やっぱり基本的な地域に参加ができたり、友達といろんな定型発達の子も含めた友達にも受け入れられて、受容される居場所があるということがすごく孤立感も和らいで、こどもの発達にもいい影響が出ますし、そういったところで非常に救われることは多々あったかなと思います。

ですので、子育てガイドというところも、あくまで障害のある子も、子育てというところで親も一生懸命育てている、対象であるというところで、もう少し例えば今、公園とかもバリアフリーの公園も文京区のほうでも設置されていたりですとか、障害者も参加できるイベントなども工夫している自治体も多くありますし。

保育園・幼稚園にも合理的配慮の下で入って、療育があったり、進学でどういう課題があるのかというところが、みんなと同じように今後の子育てというところを前向きにイメージできるようなメッセージ性が、もう少し子育てガイドの中にあるとありがたいかなと。

それは同時に、一般の方もそれを読んで、そういった子たちも自然に地域で受け入れられるものだということをご理解いただくきっかけになるかなというふうに思いますので、26年度はもう出来上がっているものなので、今後、ぜひそういった方向性もご検討をいただければありがたいなというふうに思っております。

もう1点が、先ほどの質問でも出ましたが、私のほうでも中高生の居場所確保というところは、協議会としても非常に関心があります。

障害児の場合、居場所という点では二つ意味があると思っていて、一

つは今ご質問いただいたようにb-labのような、定型発達の子たちがいろんな余暇とか活動を楽しむという、そういった社会にインクルーシブの視点で、障害児も先ほど出ましたけれども、障害認定を受けていないけれども受給者証は微妙な子たちも相当数いると。

これが障害者部会のほうでも統計が出ていたかと思いますが、そういった子たちも相当数いるというところでは、少しした配慮があれば、そういった活動に参加できる子も少なからずいると思いますので。

先ほど、統計を取っていないということではありましたけれども、ぜひその辺は統計を取っていただいて、利用実態があまりないようであれば、それを利用できる人を増やすような施策をご検討いただきたいと思います。

それがやっぱりインクルーシブっていうところ、先ほどこどもの権利条約というお話ありましたけれども、まさにこどもの権利条約などにも、そういったところは根拠があるものだと思いますので、そこは検討していただきたいと思います。

もう一点が、障害児の場合には、そういった社会参加型の居場所だけではなくて、福祉的な意味でも通常の子たちは育成室というのは小学校3年生で終わります。

障害がある子については、一定の要件を満たせば6年生までは育成室に通えるというところがあるのですが、中学生になったからといって、見守りが突然不要になって自立してくれるわけではないというところが、定型発達のお子さんとの決定的な違いになります。

ですので、障害を抱えても就労している保護者も今たくさんおりますので、そういったところの福祉的な意味での居場所、中学生以降の居場所をどうするのかというところにつきましても、ぜひ社会参加型とは別の福祉的に見られる居場所は、これは当然に確保していただく必要があるものでありますので、その点と2か所、居場所の確保というところは障害児の視点でご検討いただければと思います。

今現時点での文京区のお考えがあれば、教えていただければと思います。

以上です。

遠藤会長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：こども若者政策課長、鈴木でございます。

1点目の子育てガイドについてお答えをさせていただきます。ご質問ありがとうございます。

今日お配りしました子育てガイドの見開きの子育てサポート一覧の裏に、特別な支援を必要とするお子様のためにというページも組ませていただいているところです。

この全体の構成は、私ども事務局だけでなく、地域の福祉活動の最前線で活動されている民生委員・児童委員の皆様にも、ご助言をいただきながらつくっているところでございます。

ただ、今、船崎委員のほうからのご提案もございました、どの保護者でも

前向きにご利用いただけるようなメッセージを感じられるようなつくりにというようなご提案もいただいておりますので、そういったご意見も参考に、また、区役所の中には福祉部門もございますので、そういったところの所管とも対応を検討しながら、より手にとってもらえる、分かりやすいガイドになるように努めていきたいと考えております。

こども若者支援課長：こども若者支援課の日比谷と申します。

先ほどのb-labのご質問に答えさせていただきます。

先ほどのご説明でもあったとおり、当然b-labについては、どなたでもご利用いただけるということで運営しておりますが、確かにそういった情報が伝わらないと、なかなかお越しになれないということはそうだなというところは、今、改めて認識をしたところでございます。

そういった情報発信、当然インクルーシブの考え方というところは、常に追い求めていかなくちゃいけないと思いますが、そういったところも皆さんに知っていただいて、より多くの方が来館いただける、そういったような考え方に基づいて、今後いろんな方策については検討してまいりたいというふうに考えております。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾と申します。

3点目の中学生以降の福祉的な居場所について、お答えをさせていただきます。

区としましては、やはり就労されているご家庭が増えている中で、特に育成室が利用できなくなる中学生以降の障害のあるお子さんの過ごす場所は、必要性を認識しているところです。

今年度、区の重点施策として、区内の1か所の事業所になりますが、18歳以上の方が利用する障害福祉サービス事業所に補助することで、サービス提供時間の終了した後の午後4時から午後7時まで、障害のある中高生の方や18歳以上の方が過ごせる場所が開設されております。

今年度の新規事業となりますが実際に4月から利用されている方もいらっしゃると思います。こうした新しい取組を区内の事業所と共有する中で、少しずつ福祉的な居場所を増やしていければと考えております。

以上です。

遠藤会長：ご説明ありがとうございました。

何かございますでしょうか、船崎委員。今のご説明に対して。

船崎委員：ぜひお願いしたいというb-labについては、情報提供もそうなのですが、やはり来たときに本人たちが利用できるような配慮があるかどうかということが結構重要だと思いますので、そちらのほうもご検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

遠藤会長：ほかにいかがでございましょう。

まず、こちら。

後藤委員：公募区民委員の後藤です。ご説明ありがとうございました。

説明の中ではあまり触れられていなかったかもしれませんが、昨年、区の大きな動きの一つとして、区の児童相談所が開設されたことがあるかと思います。東京都から区へ業務が移管され、所管も変わった中で、サービスがどのように充実したのか、また、こども家庭支援センターとの連携がどのように行われているのかについて、お伺いできればと思います。

児童相談所副所長：ありがとうございます。児童相談所副所長、佐藤でございます。

今、お話がございましたとおり、本区では令和7年、昨年度の4月より文京区児童相談所が開設いたしましたして、今、約1年と3か月が経過したというようなところでございます。

今回のご報告とは、また別として、改めて児童相談所の1年間の動き等々は、取りまとまり次第、またご報告差し上げたいと思っているところでございますけれども、今、委員からご指摘ありましたとおり、いわゆる広域の東京都から地域の基礎自治体である文京区に児童相談所を設置したというようなところの大きなメリットの一つが、やはりこども家庭支援センターと児童相談所が同じ組織の中にあるというようなところからの、いかに未然のまだ大きな問題に深刻化しない段階から、児童相談所がこども家庭支援センターとともに関わっていくというようなところにおいて、今後、非常に大きな効果が出てくるものと考えてございます。

ただ、これ、予防的な支援に動くほど、件数としては増加してまいりますので、その部分は、また数字だけでは現れない、同じ1件でも割と早期に、未然に防げた場合の1件と、非常に深刻化した後で対応した場合の1件という違いはありますけれども、区民の皆様にとっては、できる限り未然のところでとどまったところで解決に導けるよう、児童相談所とともに、こ家センと関わりながら、問題解決を図っていくというようなところを今、ともに行っていくというような状況でございます。

遠藤会長：よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

田中委員：文京区立小学校PTA連合会の田中でございます。

2ページ目の子どもの学び・経験の機会充実、(1)学校施設等の計画的な改築・改修等について質問させていただきます。

区内に20校小学校がございまして、どこの学校も今、児童数が急激に増えている状況でございます。

計画的にいろいろ進めていただいているのは、私の息子が行っている小学校でも改築、増築などをしておりますので、感じておるんですけれども、こどもがかなり急激に増えているということで、その辺の人口推計なども含めて、どういったことで、計画的というところを少し具体的に伺えればと思います。

遠藤会長：よろしくお願いいたします。

学校運営課長：学校運営課長、宮原でございます。ご質問ありがとうございます。

す。

教育人口の増加、おっしゃるとおり本区、非常に伸びてきているところでございます。これまで小日向台町小学校、駒本小学校、林町小学校、本郷小学校、そして湯島小学校と増築を進めてまいりました。

また、各学校の中の部屋、例えばパソコンルームとかランチルームといったところを普通教室に変えるなどという形での教室対策もしてきたところでございます。

本区の場合、この児童数増加と合わせて35人学級が並行して進んだので、今までどんどん教室が増えていくような印象を受けていらっしゃるのかなというところはあるかと思えます。

一方、本年度、令和8年になりまして、これまで毎年のように学級増、学級増できていたんですけれども、いわゆる少子化の波が本区にもやってきてまして、学級のクラス増自体が、一旦踊り場に來たのかなという状況でございます。

東京都の教育人口推計につきましても、本区は令和8年度から緩やかに下っていく推計が出ているところでございます。

もちろん社会増がどういうふうに変化してくるのかとか、同じ区内でも偏り、多くなっている学校と減っていく学校というのは多少ありますけれども、今後はどちらかというところ普通教室にした部屋を回復させていくフェーズに入っていくのかなというふうに見ているところでございます。

田中委員：ありがとうございます。

もう一点なのですが、まさに増築していた学校の一つに息子が入っているんですけれども、かなり計画的にやっていただいているとは思いますが、今回、給食室の改修工事ということで、給食が2学期いっぱい提供されないという学校になってしまいました。

そういったところも加味して、やはりこどもが学習環境を整えていただくように、そういったことをやっていただければと思います。

学校運営課長：学校運営課長、宮原です。

給食室の改修につきましては、ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

できるだけ、改修工事は夏休みとか長期休暇をうまく活用して、学校運営に影響が出ないように進めているところでございますけれども、やはり給食室等、設備が大きいところは少しお時間がかかってしまって2学期までというような状況にはなっております。

ただ、一昨年ぐらいから仕出し弁当を導入いたしまして、給食を途切れずに提供できるようにということで進めているところがございます。

2学期中、温かい給食の提供ができずに申し訳ございませんが、できるだけ学校運営に影響出ないように今後も計画的に進めてまいりたいと考えております。

田中委員：ありがとうございます。

遠藤会長：ほかに。

こちらで、よろしくお願いします。

川畑委員：4 ページにあるファミリーサポートセンター事業というところの（２）番ですけど、ここが令和 7 年度の利用件数は、前年度比 1 % 減少しましたと書いていて、この減少理由というのは、例えばこの対象に当てはまる家庭の数が減ったからとか、そういった理由などはお分かりなのでしょうか。これが一つ目の質問です。

二つ目なのですが、お話に挙がっているアクアベース、8 番、8 ページなのですが、アクアベースが閉所したという情報がホームページに出ているかなと思うのですが、今日そのページを見ていて、私としてはアクアベースというのはとても魅力的に見えていたんです。

ただ、ホームページ上では、事業がなくなりましたというだけの記載だったので、区民としてはどうしてなくなってしまったのかなということを記載していただいたほうが、みんなイメージしやすいかなと思いました。これは質問ではないのですが、そういった意見を伝えたいと思います。

すみません、三つ目なのですが、私自身が保育園に通うこどもが一人、区立幼稚園に通うこども二人を今育てています。みんな未就学の小さいこどもたちなのですが、こういった何か問題を解決しようという冊子のときに、保育園は割と上がりやすいかなと思うのですが、区立幼稚園というのがあまり出てこないというのが、区立幼稚園に通う保護者としては思っています。

区立幼稚園もぜひこういう冊子に載るような何かを考えていただけたら、ヒアリングすると、保護者自身がとてもいろいろな意見を持っていたり、区に何度も要望を出しているよということもあったりするので、ぜひ区立幼稚園もこういう改善案の中に積極的に入れてほしいですという意見です。

質問は一つだけです、なので。以上です。

こども若者支援課長：こども若者支援課長の日比谷と申します。ご質問ありがとうございます。ファミリーサポートセンター事業について、お答えさせていただきます。

1 % 減少ということですが、令和 6 年度が 5,473 件、令和 7 年度が 5,403 件ということで、数字で言えば 70 件の増減という状況でございます。その前の年は 5,100 件なので、そこで結構増えておりまして、こちらは区としてはほぼ横ばいというような捉え方をしているところでございます。

提供会員につきましては増加いたしました、依頼会員のほうは前年度より減少したという状況でございます。

アクアベースの件も回答させていただきますが、アクアベースは今いただいたとおり、6 月末で終了とさせていただきます。

そちらの場所が再開発の地区でございまして、再開発の予定が早まったとか、そういった関係でもう施設的に使えない状況だということで、やむなく終了したという状況でございます。

ホームページに情報が少ないというところはございますので、そこは検討して区民の方に分かりやすいご案内はさせていただこうというふうに考えて

おります。

こども若者政策課長：3点目の区立幼稚園のことにつきましては、こちらの子育て支援計画の冊子の中には幾つか取組のほうも掲載をさせていただいております。

ただ、今回トピックス的なところを抜き出して課題のあるこれから動きのあった取組を抜き出してご説明をさせていただいたところでございますが、ここに記載のない取組についても委員の皆様から忌憚のない意見をいただいても全く構いませんので、またその抜粋につきましては今後の検討課題というふうにさせていただければと思っております。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

それでは、オンラインでご参加の高櫻先生のほうから、ご質問がおりとということですので、ご発言をお願いいたします。

高櫻委員：青山学院大学の高櫻です。質問を1点、よろしくお願いします。

細かなところで大変申し訳ないのですが、1ページ目の2の「多様な子育て支援サービスの提供」の一つ目のタイトルが「幼児期における教育・保育の充実」となっております。

文京区は妊娠期から切れ目のない継続した支援をされていると思っておりますのと、ここの項目に書かれている内容、特に(1)の一番最後の一文、「保育所等における虐待の未然防止の取組を行っていきます」を見ますと、幼児期だけじゃなくて乳児期も入れていただくことはできないのかなというのと、あえて乳児期を入れなかった理由があれば教えていただけたらと思って質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：ご質問ありがとうございます。

ここのカテゴリーについては、私立認可保育所等の質の向上ということでこういった記載になっておりますが、当然その子育て支援計画の中には乳児期等の虐待防止、これはこども家庭支援センター、それから児童相談所のほうも的確に行っておりますので、今回の表記ではこのようになっておりますが、子育て支援計画全体では今、委員がおっしゃったような対応を行っておりますので、引き続き所管課等と対応の充実には努めてまいりたいと考えております。

高櫻委員：もし可能であれば、私立認可保育所もゼロ歳児がおりますので、文京区として幼児期からだけではなくて乳児期からというところで、ご検討いただけたらと思いました。

よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：ありがとうございます。

表現につきましては、所管課等と検討してまいりたいと思います。

遠藤会長：貴重なご意見どうもありがとうございました。

ほかに。では。

青木委員：すみません。時間も押しているかもしれないですけど、1点お伝えしたいことがありまして。

2 ページ目の青少年の健全育成の件で今まで質問がいろいろ出ていたかと思うのですが、私自身、障害児の母親として、アクアベースの閉所というのは、アクアベースに通えるのは中学生からだよというのを言っていたので、かなり本人も残念がっていました。

居場所ってそもそもスペースがあればいいとか、この歳の子なら来られるとかという箱の話ではないと思うんですね。

その居場所というところに通い続けることで継続的に信頼を築いていくとかリアルな人間とのコミュニケーションで社会性を育んでいくというようなことが、本人の居場所という認識につながると思いますので、居場所というものをつくろうとか支援していこうというのを支えるのであれば、やはり大目標である健全育成というところから焦点をそらさずに内容というところをしっかりと吟味して考えていただきたいと思います。

再開発なんていうのは、どんなに早まろうと事前に分かっていることだと思いますので、そういうふうにながかりさせたりするというのはどうかなというのを個人的に思います。

それと、お話の中であった障害のある小・中学生の居場所ということに関して、障害者の施設で夕方受け入れますというような話があったかと思うんですけれども、これはもうまさにインクルーシブと逆行しているお話でして。

ただ場所があればいい、そういうところなら受入だってうまくいくはずたというような単純な発想ではなくて、育成室と何が違うのかということを普通に考えれば、それはもう全然環境が違うというのはお分かりいただけるかと思います。

あまり形とか箱とかにかかわらず内容というものをしっかり考えて、やはり有効性というのを追っていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

こども若者支援課長：こども若者支援課の日比谷と申します。

アクアベースの件につきましては、青少年の健全育成、居場所の提供というところで残念ながらということで、確かに期待していた方がいらっしゃったということで、本当に早々に終了ということで申し訳ないなと思っております。

そういった居場所の確保というところは、今後も継続して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、こういった短い期間で終わらないような、第2 青少年プラザという建設も控えておりますので、そういった考え方はしっかりと持って今後も施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾と申します。

今回の新しい事業は、障害福祉施策として実施した取組になりますので、既存の事業所を有効活用させていただくという考え方で始めたものです。

やはり、障害の有無にかかわらず、居場所を作るためには、場所と人の確保が必要になります。また、それに加えて障害のあるお子さんが過ごすこと

を考えると、障害のあるお子さんの中には、その場所まで通ってこることが難しい方もいらっしゃると思いますので、移動手段をどのように担保するのかということも重要だと考えております。

こうした中で、区としてどのような取組ができるかということは引き続き考えていきたいと思っております。

遠藤会長：貴重なご意見ありがとうございました。

時間が押しておりますので、次のほうに移ってまいりたいと思います。

次は、報告ということになるかと思います。

まず、文京区こどもの権利に関する条例の施行及び文京区こどもの権利擁護委員の配置について、鈴木課長よりご説明お願いいたします。

こども若者政策課長：こども若者政策課長の鈴木でございます。

資料第4号をご覧ください。

文京区こどもの権利に関する条例の施行及びこどもの権利擁護委員の設置について、ご説明をさせていただきます。

まず、1番、こどもの権利に関する条例の施行でございますが、本年4月1日に「こどもの権利に関する条例」を施行いたしました。条例の中身については別紙1とありますが、資料4-1になります。

全部で二十一条仕立てになっておりますが、まず前文がございます。

こどもからの声ということで、次のページにわたって、かなりボリュームがありますが、これは去年1年間区内の中高生60人に集まっていたいて、1年間かけてつくっていただいた内容になります。全く大人が手を入れていないこどもたちだけの声となっております。

裏をめくっていただくと、「応援してほしい」とか「成長を見守ってほしい」とか「挑戦していきたい」という前向きな言葉が並んでおります。とてもすばらしいお子様自身の声ですので、また後ほどじっくりお読みをいただければと思います。

1枚おめくりいただいて4ページ目、こどもの権利のことが第四条に書かれております。

一つ目が、「安心して生きる、過ごすための権利」ということで、当然アにあります「命が守られ、及び尊重されること」ですとか、ウの「安全・安心に過ごせること」。

それから、二番ですね。「成長と可能性に関する権利」ということで、アの「遊び、学び」というのは普通にあると思うのですが、「及び休むこと」、こういったことも条例の中に入れております。

三番として、「必要な支援を受け、守られる権利」ですとか、四番として、「意見等の表明と仲間づくりに関する権利」。

全部でこどもの権利に関する16の項目をこの第四条で記載をしております。

5ページ目に、区の責務、それから保護者の役割。第七条は、区民等の役割。それから第八条が、育ち学ぶ施設。学校ですとか保育所、こういったものの役割を第八条に記載をしております。

全部ご説明はできませんが、こういった条例を施行させていただいております。また1枚目にお戻りをいただきまして、こどもの権利に関する啓発を行っております。条例ができてそれがゴールではなく、ここからスタートですので、今啓発を区のほうで中心に取り組んでおります。

(1) チラシ・ポスターですが、別紙2、これも誤りでして、大変失礼しました。資料4-2、黄色いチラシが入っているかと思いますが、資料4-2、こういったチラシのほうも作成をさせていただいております。今、これも区内関係各所等々にお配りをしてこの条例の周知・啓発に努めているところでございます。

また1枚目にお戻りをいただきまして、2の(2)その他の啓発物の作成ということで、動画ですとかパンフレットですとかノベルティを作成する予定でございます。

こちらにつきまして、動画は大人用ですとかこども用を、ノベルティもクリアファイルですとか消しゴム等を第2期、1期というのは先ほどの条例の前文をつくった60人が1期で、第2期のこどもの権利推進リーダー区内の中高生33名に今集まっていたいて、こういった啓発物の作成に取り組んでいるところでございます。

年内にはこういった啓発物が完成をいたしますので、タイミングが合えばこの場でもご紹介をさせていただければと考えております。

3番、こどもの権利擁護に関する取組でございます。

(1)の概要にございますが、こどもの権利侵害から救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置するなどの取組をこれから行ってまいります。

(2)にあります、こどもの権利侵害への相談対応を行っていただく取組の一つとして、権利擁護委員というのを本年10月からスタートする予定でございます。

こどもの権利侵害への相談対応を行っていただく委員でございますが、アトイにあるとおり人数は3名。弁護士や心理士等を中心に、今、選定中でございます。

その委員の職務内容としては、こどもの権利の保障について、必要な助言や支援や必要な調査。それから、関係者に対する必要な要請。それから、こういった取組に関する理解の促進等もこの権利擁護委員に行っていただく予定でございます。

相談についてはこどもだけではなく、その保護者や、その関係者がこの擁護委員等に相談をできる仕組みで考えておりますが、週3日程度。それから、相談の手法は対面、電話等を考えております。

おめくりをいただきまして2ページ目ですが、今後のスケジュールですけれども、今月中にはこのこどもの権利擁護委員の委嘱を行いまして、約2か月くらい準備期間を設けまして、10月1日から相談受付が開始できる準備を今進めているところでございます。

説明は以上でございます。

遠藤会長：ご説明ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、ご意見がもしございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインでご出席の委員の皆様の順番でご発言をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

船崎委員：事前に質問を出させていただいたところではあるのですが、1点だけ要望としてお伝えさせていただきたいと思います。

こどもの権利というところですが、やはり知的障害など障害がある子というのは、いじめですとか、よくニュースなんかでも施設内虐待など被害に非常に遭いやすいというところがあります。

その場合にSOSですとか、施設でも誘導されやすかったりですとか、いろいろなものがあるので、人権というところでは非常にそういった脆弱性を持っている主体であります。

ただ、一方で同様に、条例にありますとおり、人権の主体というところは間違いないところですので、例えば障害のある子たちにとってはよりこのパンフレットよりももう一步分かりやすく、自分が大事にされる存在で、いじめられたり、ばかにされたりしていい存在ではないということですとか、プライベートゾーンとかいろいろこういったものについては、やはりどこがSOSを発信しなければいけない場かということ、より本人たちに理解をする教育の場というものが大事になってくるかなと思います。

あと、SOSを発信するときにもやはりいろいろな聞き取り方とか支援が必要になる場面があると思いますので、そういった対象があるということも踏まえた制度設計にしていただければと思います。

以上です。

こども若者政策課長：こども若者政策課長の鈴木でございます。ご意見ありがとうございました。

当然そういった方々はやはりなかなかSOSを出しづらい、そういったところは我々も承知をしているところであります。

このチラシも分かりやすく書いたつもりではございますが、より優しい言葉ですとか、この仕組みについて、例えば絵ですとか分かりやすいカードですとか写真ですとか、そういったものを使って周知の工夫には努めていきたいというふうに考えております。

先ほど言ったこどもの権利擁護委員、3人いらっちゃって、今選定中で、正式にはこれから委嘱させていただくので、まだこういった方になるかというのはこの場ではお話はできませんが、3人のうち2人は既にほかの自治体で10年近くこどもの権利擁護委員を務めていらっしゃる方です。

そういった経験がございますので、その方々にもご助言をいただきながら、今の委員の話題も含めて分かりやすい制度運用に努めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

遠藤会長：じゃあ、よろしくお願いいたします。

青木委員：すみません。率直な感想なのですが、こちらの黄色いパンフレット、こういう類いのものを見て毎回思うのですが、学校にも掲出してあったりして、電話番号が書いてあって、QRコードが書いてあって、LINEが書いてあって、これをこどもが見たときに、誰が自分を当事者だと自覚できるんだろうというのが、私の率直な疑問です。

携帯電話を持っていないこども、例えば先ほどのヤングケアラーのところでも、学校で配付されているタブレットで通報できますとか、助けを求められますということは書いてありますけれども、実際に小学校によって、毎日タブレットを持って帰っているのか。家に帰って家で親の見えないところでヤングケアラーの相談が実際にできるのか。学校で自由にタブレットを使ってこういう悩みを相談することができるのか。

そういう視点をこどものほうに下げてください、どうしたらこういうたくさん文京区で尽くしている施策が有効に活用されるのかということ、マーケティング的な目線かというとおかしいのですが、こどもの目線に立って、本当にそれってできるのかなというところを、どういうふうに捉えているのかお伺いしたいです。

こども若者政策課長：ご質問ありがとうございます。

この4月にスタートいたしまして、こどもにも分かるように作ったつもりですが、特にまた大人にも当然理解をいただくためにも作ったもので、それを紙1枚で全ての方に伝えるのがなかなか難しいということで、こういったチラシになったところでございます。

当然、区としても、この黄色いチラシを1枚作っただけで全ての区民の皆様にご理解いただけるとは思っておりませんので、このチラシをきっかけに、先ほどの資料第4号の冒頭に申し上げた、このチラシはまだきっかけでございますので、今後、啓発物の作成ですとか、あとは権利擁護委員さんが人権に関するプロフェッショナルでございますので、そういった方と各学校を回るですとか、様々な取組を考えておりますので、委員のご提案、ご発言も含めてこれからしっかりこどもにも行き渡るように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

遠藤会長：ありがとうございます。

オンラインでご参加の委員の皆様で、何かご意見等ございますでしょうか。特にないようでしたら、次に移ってまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、こどもみらいサポート拠点標準型について、鈴木課長よりご説明をお願いいたします。

こども若者政策課長：それでは、資料第5号をご覧ください。

こどもみらいサポート拠点整備事業（標準型）の実施について、ご説明をさせていただきます。

目的にもございますが、「多様かつ複合的な困難を抱えるこども」と記載がありますが、今こども家庭支援センターの相談件数ですとか、昨年オープン

いたしました児童相談所の中の一時保護所の入所児童も高止まりを続けている状況でございます。

そういった課題のあるご家庭・お子様もたくさんいらっしゃるということで、安心して気軽に立ち寄れることのできる居場所というのは複数ある必要があると考えており、こどもみらいサポート拠点整備事業（標準型）を、今年度から開設しております。

事業概要でございますが、一般社団法人てらまっちという団体をお願いしております。

実施場所ですが、本郷五丁目の23、東大の赤門の左はす向かいのビルの2階に実施場所がございます。

6月2日からオープンをしております。通常は火、水、金曜で、夏休み等は木曜が追加された記載の時間で運営が始まっております。

対象者につきましては、小3から高3まで、そこでどんなことが行われているかということ、学習機会。少し学校の授業が遅れているとか、宿題が進んでいないとか、そういった方へのサポートですとか、体験機会が少し恵まれていない方に対しては体験会の提供ですとか、生活に必要な物品、例えば文房具ですとか生理用品ですとか、そういったものが家庭から提供が不足しているとか、そういった方に対して提供するような場所となっております。

現在、区内でこの1箇所しかないのですが、今後順次、ほかの3圏域、1箇所は、これは本富士という地区になりますが、ほかの3圏域にも広げていく予定でございます。

4番に問合せ先がありますが、もし委員の皆様の身の回りでこういった気になるお子様・ご家庭がいる場合は、こういった場所があるよということですか、直接この携帯の番号にお電話いただいても構いませんので、ぜひご紹介のほうもよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問やご不明な点がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、次のほうに移ってまいりたいと思います。

（仮称）文京区キッズページの作成について、鈴木課長よりご説明をお願いいたします。

こども若者政策課長：それでは、資料第6号をご覧ください。

（仮称）文京区キッズページの作成について、ご説明をいたします。

1番の目的にもありますが、今回のきっかけは当然この4月からこどもの権利条例ができたというのもきっかけの一つでございます。お子様が知りたい情報ですとか、必要な情報により分かりやすくアクセスがしやすくなるように、こども向けのホームページ、現在はまだ仮称で文京区キッズページと呼んでおりますが、それを開設する予定でございます。

2 番の概要でございますが、主な対象は小学生でございます。活用例としては、小学生だけではなくお子様全般が生活する上で必要な情報の収集ですとか、それから授業の資料活用ですとか、自由研究ですとか、調べ学習などに使っていただけるようなページづくりを考えております。

当然こういったものを大人の目線だけではなく、お子様からも意見を募集したところでございます。小 1 から 6 年生のお子様 に 330 人からご回答をいただきました。5 月から 6 月、1 か月間にかけて既にインターネットで回答をいただいたところでございます。

そこでいただいた主な意見としては、キッズページの中には、クイズみたいなものがあるといいですとか、ゲームとか歴史とか区の仕事とか、様々なご意見をいただきましたので、なるべくこういったご意見を多く取り入れるように、今、準備を進めているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、今いただいた意見等を基に、区役所の中に様々な業務、ホームページがございますので、そういったものを整理しまして、来年 3 月に開設をする予定でございます。

説明は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご不明な点がございましたらお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

川畑委員：質問を意見、聞き取りを受けたこどもたちに対しての質問です。

1 年生から 6 年生までとなると、できることや知識、知能というんですね、成長具合がかなり違うかなという印象があります。回答者数が 330 人ありますが、この 1 年生から 6 年生までのこういったバランスで回答をしているかという質問が一つ目です。

二つ目は、回答者数 330 人はどのように集められて、どのようにこういう応募できるものがあるよというのを知らされていたのかというのが二つ目の質問です。いかがでしょうか。

こども若者政策課長：ご質問ありがとうございます。こども若者政策課長の鈴木でございます。

まず、小学生、もっと幅広く聞くこともできたのですが、時間のスケジュールといったら大変恐縮ですが、1 か月間で募集をさせていただきました。

バランスとしては、小 1 から小 6 までは、数字で申し上げますと、小 1 が 43、小 2 が 81、小 3 が 41、小 4 が 32、小 5 が一番多くて 109、小 6 が 24 人ということで、5 年生が一番多くて、次 2 年生が多くてという、そういったバランスになっております。

あと、周知につきましては、まずは私どものほうから学校の校長会のほうに説明をさせていただいて、こういう取組をやらせていただくという説明をしたところです。

そこから、校長から教員に下りて、区立の小中学校はタブレットを配らせていただいております。そこから Logo フォーム、フォーム機能で回答ができるのと、あとは区のホームページで周知し、区内の全ての小学生、国立、私立もございますので、そういったところから回答をいただいたところでございます。

川畑委員：ありがとうございます。

こどもたちに配っているタブレットを通してということは、どのこどもにも均等にこういうことがあるよというのが周知されていたという認識で間違いないですか。

こども若者政策課長：ご質問ありがとうございます。どのこどもにもというと、区立の小学生のタブレットにはそこから入れたのですが、それ以外の例えば国立、私立のお子様については、ご自宅のパソコンですとかそういったところからフォーム機能に入らせていただけて回答をいただくので、そこが等しくというのはなかなか正しい答えではないかもしれませんが、どなたからでも申し込めるような対応はさせていただいたと思っています。

川畑委員：ありがとうございます。

遠藤会長：ほかにいかがでございましょうか。

よろしく願います。

秋山委員：区民委員の秋山です。ご説明ありがとうございます。

意見聴取方法で Logo フォームを活用した回答とありますけれども、個人的にはこれ、回答できるってある程度ネットリテラシーは高いんじゃないかなというふうに思っています。

そういったある程度レベルのある子に対してアクセスしやすいところをターゲットとしているのか、ネットとかも、技術的なところの低い方でもアクセスできるというところをターゲットにしているのであれば、そもそも意見聴取の方法をもう少し考えたほうがいいんじゃないかなと思います、こういったご質問をさせていただきました。

以上です。

こども若者政策課長：こども若者政策課長の鈴木でございます。ご質問ありがとうございます。

急遽、こどもの意見を当然聞かなくてはいけないという判断の下、こういった対応になりました。

例えば条例を、先ほど言ったこどもの権利条例をつくったときには、2年間という期間がありましたので、例えば区の職員が直接障害をお持ちのお子様の施設に出向いたり、保育園に出向いたり、児童館に出向いたり、様々な取組を、時間をかけて行ったのですが、時間の制約上、こういった形になったところは反省しております。

次回、こういった機会があれば、もう少しネットリテラシーによって差がないようにしっかり意見を取れるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

秋山委員：ありがとうございます。私自身も Logo フォームに回答するのをもう面倒くさい、やめちゃおうとかいうタイプなので、その辺りを含めて、次に生かしていただければと思います。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

オンラインでご参加の委員の皆様、特にございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、次のほうに移ってまいりたいと思います。

若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」について、鈴木課長よりご説明をお願いいたします。

こども若者政策課長：資料第 7 号をご覧ください。

若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」の実施についてご説明をいたします。

ここに記載のペーパーの前に背景を申し上げますと、昨年 1 年間かけて若者計画をつくりました。

区のほうで計画をつくる時には、大体このニーズ調査というのを行わせていただくのですが、文京区の若者 19 歳から 39 歳、約 7 万人いるんですが、7 万人の全数の方にニーズ調査を行いました。そのうちの 1 万 4,000 人の方からご回答をいただきました。

いろんな意見があったのですが、その中に多かった意見といたしましては、孤独とを感じる、どちらかといえばという意見も含めてですが、孤独とを感じるという方が約 3 割いらっしゃいました。

それ以外にも、誰かとつながりたいですとか居場所がない、そういった意見を多数寄せられたところでございます。

そういったニーズ調査の結果も踏まえまして、今回、目的にもあります家庭でも職場でも学校でもない「第三の居場所」として設置をするものでございます。

この中では、この目的の 2 行目にもあります自己実現の機会の提供ですとか若者同士の緩やかなつながりですとか、孤立の未然防止、こういったものも目的としているものでございます。

事業概要でございますが、実施場所は千駄木露地といいまして、文京区千駄木二丁目にあります不忍通り沿いにあります千駄木駅から徒歩 2 分ぐらいの不忍通り沿いにある 10 年前はイタリアンだったところが、今イタリアンは閉じまして、古民家のレンタルスペースとなっているところでございます。

8 月 7 日の金曜日、ちょうど 1 か月後からオープンをいたします。毎週金曜日のみですが、18 時から 22 時までオープンをしております。先ほど申し上げたおおむね 19 歳から 39 歳の文京区在住の方だけを対象としております。

(4) 事業内容としては大きく 3 点ありまして、アにありますとおり、読書や勉強や仕事や休息や相談等、若者だけが利用することができる、言わばコワーキングスペース的な使い方ができるようなものと、イとしては、若者

同士の交流のイベント、まだ具体的な中身は検討中ではありますが、学びですとか、趣味ですとか、ゲームですとか、出会いですとか、地域参画、区政への提案提言、こういったものをできるようなイベント等も実施をする予定でございます。

ウとして、少し課題を抱えた若者も当然いらっしゃいますので、そこに心理士等を配置をして、相談のできる機能も設けているところでございます。

運営については、（５）に記載のとおり民間事業者に委託をしております。こちらにつきましても、先ほどのこどもみらいサポート拠点（標準型）と同様に、もしご近所でこういった居場所が必要な若者が、いらっしゃいましたら、ぜひ８月７日からこの場所でこういうところがオープンするよということをご案内いただければと思います。

参考までに、このチラシも今日席上に配付をさせていただいております。

説明は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご不明な点がございましたらよろしく願いいたします。

本多委員：区民委員の本多です。

この取組自体は非常に面白いものだなと思うんですけれども、二つほど質問させていただきます。

まず、この取組についてどのように周知をしていくかについて伺いたいのと、あと、本当に孤立になっている人にとって、なかなかこういう場というのは、正直参加しづらいというところもあると思うんですけれども、そういったことについてどのように対応をしていくか、またはどうケアしていくかということについて教えていただけますでしょうか。

こども若者政策課長：こども若者政策課長の鈴木でございます。ご質問ありがとうございます。

まず一つ目の周知でございますが、よくある区取組としては、区報ですとか区ホームページ、それから SNS、これは若者単独のカウントも作りました。そういったところでの周知は当然なんですけれども、今、私ども事務局のほうで、地域の例えば町会ですとか、青少年健全育成会ですとか、民生委員さんですとか、様々な地域と関わっている団体さんのほうに回らせていただいております。

そういったところから、今日この場でもそうですが、口コミと、それから１回来ていただければ、その利用者からも口コミで広げていただければなどというように思っております。

なかなか区の情報が届きにくい世代ではありますので、周知については工夫をしていきたいと思っております。

また、こういったところに来づらい方への周知につきましては、例えば一つの例で申し上げますと、ひきこもりの例えば支援を行っている団体さんが区内にもございます。

あとは若者支援を行っている団体さんというのもございますので、そういったところに個別にこれからご案内をして、そこから広げていただくこともやっていきたいなというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

じゃあ、まず。

佐々木（万）委員：ありがとうございます。

去年こちらの会に参加させていただいて、その若者向けのチラシを見たときからかなり格好よくなり、受けがよくなっているなと思ったので、すばらしいなと思いました。

また一方で、先ほどおっしゃっていたように、これ、人見知りの人には入りづらい雰囲気もあるなというのが正直なところありまして。

ただ、ポスターが誰でも見るわけではないので、先ほどのように SNS をされていて、私、今、先ほどというか事前にこれを登録させていただいたのですが、そのコメントや DM への返信はできかねます、とありまして。

もしこれ、質問したい方とか、これ私行けるのかなといったときに、例えばこういうアレルギー対策は大丈夫ですかとか、何かこう、広い机しかないように見えて、一人で休める場所はあるのかなみたいなのところとかって、結構大事だと思うんですね。

なので、その DM とかを返信できかねますとぼっさりされている気がしてしまうので、メッセージは読みますが、返信はいたしかねますみたいな、もう少しオープンマインドな雰囲気で SNS を改善していただきたいなと思います。

また先ほど、私、別のところでこういう人も入れますよみたいなものをこのポスターのほうでも、マークでするのがよいのか、分かりやすいのかもしれないですけど、こういう障害がある方も行けますみたいな、もしマークがあれば利用していただいて。

例えばアレルギーで香害、臭いがあるところは難しい人には、無香料のハンドソープですみたいな、スタッフも無香料ですみたいな、来る人は分からないけど、一応この中は無香料ですよみたいなところとかがあれば、すごく安心できるんじゃないかなと思いました。

例えばの例ですが、よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：ご意見ありがとうございます。こども若者政策課長、鈴木でございます。

今のご意見につきましても、これからまた SNS のメッセージは容易に変更できますので、ご意見を参考に改善を図っていききたいと考えております。ありがとうございます。

川畑委員：すみません。先ほどから名のらずにやっていました。小日向台町幼稚園の PTA 会長をしていて、PTA 連合の川畑と申します。

ここにある交流イベントの開催について質問があります。

私自身、今、この 39 歳までという制約で言うと、ぎりぎり私もここに行けるということになるんですけど、正直、19 歳、二十歳ぐらいの方がどういうことを好むのかというのは、分からないということが多いなと思っています。

この交流イベントというのも、この年代の方々に魅力的なものであったり、例えば 20 代の方に人気、30 代の方に人気とかって好みが変わってきちゃうのかなとか、趣味や嗜好によって、ゲームだったらすごくやりたいけど、スポーツとかボードゲームのほうが好きなんだよねみたいなこともあると思うんです。

こういった交流イベントというのもこの世代の方々に何か入ってもらってミーティングをする、どういうのをやっていこうかなという話合いをするみたいな計画はあるのでしょうか。

こども若者政策課長：こども若者政策課長の鈴木でございます。ご質問ありがとうございます。

我々もこの居場所をつくる時に、やっぱり 19 歳から 39 歳、20 年幅がございますし、学生もいればご家庭を持っている方もいる、様々な属性がございますので、なかなかそこを一つにまとめるのは難しいのかなと思いますが、今、委員からもお話がありました、例えば交流イベントの中で、今回は 20 代のイベントとか 30 代のイベントとか、女性、男性で分けるのは難しいかもしれませんが、そういった属性に合わせたイベントというのはできるのかなというふうに思っているところでございます。

ここの中で、まだ我々も運営事業者のほうも未体験のある意味試行的な取組でもありますので、利用者の意見ですとかは聞きながら運営状況ですとか交流イベントの内容については検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

では、時間の関係で、もしオンラインでご参加の委員の方でご質問ございましたらと思いますが、いかがでございましょうか。

じゃあ、よろしくお願いします。高橋先生。

高橋委員：高橋です。一言だけです。

今、運営事業者の話が出たと思うんですけど、これやっぱりファシリテートする人たちがすごく大事になってくると思うので、どういう、その過去の実績がある運営事業者を想定しているのかというのを教えてください。

保育所だったり放課後児童であれば、この手のことをやっている事業者というのはたくさんあると思うんですけど、新しい試みなので、その辺り、どの辺に目星をつけているのかなというのを教えてください。

こども若者政策課長：ご質問ありがとうございます。こども若者政策課長の鈴木でございます。

既に、実は運営事業者は決まっております、ディアログという事業者になります。

こちらは、そもそも若者支援をやっている事業者ですとか団体さんが、やっぱり日本中にもなかなかないものですから、今回、特にその条件を設けずに、入札、一番安い金額を落としていただいた事業者さんに決まったところでございます。

この団体さんは、ただ区内で保育園ですとか育成室の運営を行っている事業者さんで、若者支援は行っていないのですが、そういった事業者さんですが、私どもの事務局の若手の職員と今、この8月7日に向けて、今準備をしておりますので、また様々な意見も聞きながら運営のほうは行ってまいりたいと考えております。

高橋委員：分かりました。スタート大変だと思いますが、頑張ってください。

遠藤会長：どうもありがとうございます。

それでは、次に移ってまいりたいと思います。

令和8年度保育園等入園状況の報告について、幼児保育課長よりご説明をお願いいたします。

幼児保育課長：それでは、資料第8号に基づきましてご報告をいたします。

初めに、項番1、待機の状況でございます。

令和8年4月1日現在、希望する認可保育所に入園できなかったいわゆる入所保留者は306名でございました。このうち国の基準で待機児童数から除く児童等の数は300人ちょうどでございます。

結果といたしまして、国の基準上の待機児童数は6人となりました。年齢別の内訳は1歳児クラスで6人でございました。

続きまして、項番の2、申込みの状況でございます。

令和8年度の申込み数は合計で1,688人ということで、昨年度より92人増加をしております。これは令和7年9月から第1子無償化が始まりましたが、これらの影響によりまして、ゼロ歳児、1歳児の申込みが増加したことが主な要因と考えております。

続きまして、2ページ、3ページ、4ページをご覧ください。

園別、年齢別の入園状況でございます。

初めに、2ページの上段に、こちら区立のものでございますが、こちらにつきましては、柳町保育園、お茶の水女子大学こども園、認定こども園の元町幼稚園で待機が多く、前年度からこちらは同様の傾向となっております。

2ページ下段から4ページの私立の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。

なお、4ページの下段、年齢別の合計欄がございますが、こちらのゼロ歳児クラスで176人、1歳児クラスで65人の欠員、これは空きがある状況でございます。

現在、希望の園を10園まで申請書に記載をすることが可能ですが、希望園を多く記載いただければ、いずれかの園には入園できる可能性が高い状況があるということでございます。以前のような、本当にどこにも入れない待機という状況は解消されているということで考えております。

なお、この4ページの表の一番右下に先ほど申し上げました今年度の待機児童数6人の記載がございます。

最後に5ページ、認可保育所待機児童にかかる年度の比較でございますが、こちらは資料に記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問やご不明な点ございましたらお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

青野委員：東京青年会議所の青野と申します。質問をさせていただいてもよろしいですか。

区としては、待機児童の削減というのに一生懸命になっていらっしゃると思いますが、一方で、この表を見るとかなり欠員が多いのかなというふうに思いました。

この欠員の数については、先ほどもどこかであったように、人口についてはもう頭打ちになっているということで、それに対して保育園の数は変わらなかったりということで、今後増えていくのかなというふうに予想をしていますが、欠員に対する対策についてはどのようにお考えになっておりますか。

幼児保育課長：幼児保育課長の野村家と申します。ご質問ありがとうございます。

今、委員からご指摘いただきましたとおり、欠員がある状態ということですけれども、もう少し詳しく見ていきますと、乳児クラスと幼児クラスのバランスというところもございます。

全て相殺すると欠員が多いという状況でございますけれども、ゼロ、1、2の乳児クラスについては、実はまだ逼迫しているという状況がございます。要はアンバランスな状態が起きている状況でございますので、これらを踏まえながら、欠員をどういうふうに考えていくかということが課題だと思っております。

あと、それに加えて、定数を見直すということと、保育の質をいかに同時に高めていくかということが課題だとも考えております。

例えば、保育士1人当たりが見る園児の数ですとか、あと施設のマネジメントを入れるとか、そういった様々なバランスを考えながら、こどもの最善の利益につながるような定数管理をするということが必要だと思っております。

遠藤会長：よろしいでしょうか。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしくお願いいたします。

秋山委員：区民委員の秋山です。2点質問させてください。

1 点目は、2 ページ目からの入園状況の待機のこの人数のカウントの仕方を教えていただきたいと思います。恐らく第 1 希望の方のみなのかなというふうに推察しました。

ホームページでも毎月募集をしているところは、第 10 希望までの人数と合わなかったり、国の基準の待機児童とも合わないのは、ここの待機の子数のカウントの仕方を教えていただきたいと思いますのが 1 点目。

二つ目は、待機児童数が増えておりますけど、地域的にある地域だけがこどもの数が増えて足りないのか、その辺の分析などをされておりましたら、その結果も教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

幼児保育課長：幼児保育課長の野村家と申します。ご質問ありがとうございます。

まず、1 点目のカウントの仕方ですが、今、先ほど委員からお話いただいたとおり、第 1 希望のみということでカウントをしている状況でございます。その数字も 4 月 1 日現在の数字ということでございます。

あと、2 点目の地域の偏在でございますけれども、これは例年、本郷、湯島、小石川、千駄木などが、定員がほぼいっぱいになっている状況が続いております。

8 年度の傾向としましては、これらのエリアに加えまして、本駒込エリアがやや入りづらいというような印象でございます。

特に保育の無償化の関係と先ほど申し上げましたけれども、この中でも 1 歳児クラスの申込み者数が非常に増えているということでございますので、出生数の減少等もありますけれども、これらの影響も見ながら、状況を注視して考えていきたいと思っております。

秋山委員：ありがとうございます。

高層マンションとかが建って、そういったところも増えてくると、そういったところの集計もしていただきながらと思います。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

じゃあ、はい。

佐々木（万）委員：すみません。簡単な質問で、今後のためにお伺いしたいのですが、定員を見直す話、こちらはどのくらいでお考えいただいているのかというのと、何名ぐらいの定員を削減するのか、見通しとしてお伺いしておきたいのですが、お願いいたします。

幼児保育課長：ご質問ありがとうございます。幼児保育課長の野村家でございます。

定員の数具体的にどれくらい減らすかという具体的な数については、今日この場で正確なものを申し上げることはできませんが、バランスといったところでいいますと、先ほど申し上げたとおり、やはり 3、4、5 の幼児クラス、こちらの定員が少し過剰な状況というのが続いているということでございます。

ですので、まずはそこを見直すということと、改めてゼロ、1、2が足りないという状況がございますので、そこも同時に見直す。これは増やすという意味で見直す必要があるかなと思っております。

ただ1点だけ、我々が注意しなければいけないのが、ゼロ、1、2が逼迫をしているので、そこを上げると、同時にその子たちも進級をしていくことになります。

3、4、5を減らしたときに、受皿となるクラスの定員が減っていると、結局保育は成り立たないというジレンマもございますので、そのバランスもよく見極めながら対応していきたいと思っております。

遠藤会長：それでは、時間の関係もございますので、次に、令和8年度育成室の入室状況につきまして、大塚児童課長よりご説明をお願いいたします。

児童課長：児童課長の太田でございます。

資料第9号、令和8年度育成室入室状況のご報告になります。

こちらの数値は令和8年4月1日現在の数値となります。令和5年に作成しました育成室待機児童解消加速化により、今年度は待機児童数が47名となりました。

これは、本年4月から新たな育成室を6か所整備したことや各育成室の受入れ児童数の見直しなどを行いまして、123名、新たに受けられるような体制をつくったこと、さらに、東京都の認証学童クラブが新設の2か所が追加による効果も伺えているところでございます。

次に、育成室別の入室状況でございますが、地域偏在が見られ、本年度も12か所で待機児童が発生している状況でございます。待機児童数は表記のとおり、単純に継続者と新規申請者を合計した需要指数から各育成室が受けられる在籍者数を引いた数値となっております。

東京都の認証学童クラブに4月から通っている児童も待機児童数に含まれておりますので、この数を引きますと、実待機児童数としましては32名となります。

なお、本年度開設した育成室は全て公設民営でございまして、裏面の表の最後の6施設、明化育成室から湯島第三育成室までとなっております。

ご報告は以上になります。

遠藤会長：ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでございでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、本日議題としておりますのは、全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。

最後に、今後の日程等について、事務局からご説明をお願いいたします。

こども若者政策課長：本日は貴重なご意見、ご提案をいただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭でもご説明しましたとおり、本年度の会議は3回を予定しており、次回の第2回は、10月の開催を予定しております。日にちはまだ決まっておりませんが、10月の開催を予定しております。

開催日の約1か月前に開催通知を郵送にてお送りいたしますので、ご確認くださいようお願いいたします。

また、資料第2号にも記載しています子育てフェスティバルにつきましては、再来月の9月6日に、このシビックセンターを会場に様々なイベントや展示等を行う予定ですので、ぜひ委員の皆様、ご来場いただければ幸いです。

以上でございます。

遠藤会長：それでは、本日も活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

私もかなり長く既にこの仕事をさせていただいておりますが、毎回ここで交わされた議論というのが、確実に文京区の施策のほうに反映されているように感じておりますので、今後も忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

以上